

青森県報

第三千四百五十一号

平成二十三年
十月十四日
(金曜日)

目 次

規 則

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則……………(高年齢福祉課) ……一

告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
公共測量の実施……………(監理課) ……二
道路の区域の変更……………(道路課) ……二
道路の供用の開始……………(同) ……三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生化課) ……三
右 同……………(同) ……三
建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……四

右 同……………(同) ……四
右 同……………(同) ……四

出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………(東青地域) ……四
土地改良事業施行の同意……………(同) ……五

正 誤

平成二十三年九月二十一日号外第七十七号公告中……………(監理課) ……五

規 則

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十三号

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則(平成十七年十一月青森県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「五十万円」を「五十一万円」に、「500,000円」を「510,000円」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の規定は、平成二十三年度分の県調整交付金から適用する。

告 示

青森県告示第八百一十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十二条第二項の規定により次

の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めため、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十三年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|---|-------------------------|---------------|---|
| 発起人の住所及び氏名(名称) | 区 | 区 | 分 |
| 下北郡東通村大字尻芳字下堀川二一の五 有限会社 吉田漁業部 下北郡東通村大字尻芳字下堀川五 有限会社 加糠漁業部 | 尻芳区域 尻芳漁業協同 組合の地区 | さけ・ます定置 漁業 | |

青森県告示第八百十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森県地方務局

| | | | | | | | | |
|--------|------------|---|-----|-----------------------|------------|----------------------------|--------------------------|----|
| 1 | 図面 番号 | 道路 種類の | 路線名 | 変 更 の 区 間 | 変更の 前後別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
| 県 道 | 十和田三戸 線 | 三戸郡三戸町大字川守田字行人沢四四の三から 三戸郡三戸町大字六日町八まで | | 後 | 前 | 三九・三〇メートルから 三七・〇〇メートルまで | 六一八・〇〇メートル 六〇六・三〇メートル | |

二 測量の種類

公共測量(4級基準点測量)

三 測量の期間

平成二十三年九月一日から平成二十四年二月二十四日まで

四 測量の地域

- 弘前市大字吉野町
- 弘前市大字紙漣町
- 弘前市大字桜林町
- 弘前市大字富士見町
- 弘前市大字寒沢町
- 弘前市大字西ヶ丘町
- 弘前市大字文京町

青森県告示第八百十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年十一月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年十一月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|-----------------|---|---------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 県道十和田三戸線 ケ沢線 | 三戸郡三戸町大字川守田字行人沢四四の三から三戸郡三戸町大字川守田字横道三八の一まで 弘前市大字代官町九五の一から弘前市大字代官町八五の一まで | 平成三〇・一四 |

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十三年九月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPO身障者青脳会

三 代表者の氏名

洪川 直子

四 主たる事務所の所在地

青森市大字滝沢字下川原二三五

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内における身体障害者及び脳卒中者に対し、生活の自立を支援する事業を行うことによつて、障害のあるなしかかわらず、共に健康な生活が送れるような社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十三年九月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人オクトパスの会
- 三 代表者の氏名
小林 政英
- 四 主たる事務所の所在地
青森市大字久栗坂字山辺一之三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、県内で様々な事情により、家庭崩壊した人や路上生活をしている人に精神的な立ち直りと自立を支援し、社会復帰に関する事業を行うこと及び子供、高齢者、障害者が一緒になつて行えるスポーツの普及事業を行うことによつて、社会の活性化に寄与する事を目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社蛭名工業

二 代表者の氏名 蛭名 千年雄

三 主たる営業所の所在地 三沢市千代田町二丁目一九の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第五〇〇三〇五号

五 取消年月日 平成二十三年九月七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社升澤組

二 代表者の氏名 千葉 成造

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字鳥井平三〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（特 二三）第三七八七号

五 取消年月日 平成二十三年九月七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築 大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 成田組

二 氏名 成田 武次郎

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町阿光坊一〇五の一五八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一六五三五号

五 取消年月日 平成二十三年九月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木及び管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年四月十日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、蓬田村土地改良区の定款の変更を平成二十三年十月五日認可したので、同条第三項の規定

により公告する。

平成二十三年十月十四日

東青地域県民局長 北 山 功 三

土地改良事業施行の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、蓬田村に係る次の土地改良事業の施行に平成二十三年十月五日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成二十三年十月十四日

東青地域県民局長 北 山 功 三

- 一 事業名 基盤整備
- 二 地区名 蓬田

正

誤

監 理 課

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-----|-----|---|-----|---|-------------------|--|--------|---|-------------------|--|--------|
| 発行年月日 | 区分 | ページ | 段 | 行 | 誤 | | | 正 | | | | |
| 平成三十一年十月十四日 号外第七七号 | 公 告 | 九 | 全 | 表 中 | 4 | 大字長苗代字制札前 16番7 | | 39,000 | 4 | 大字長苗代字制札前 16番7 | | 39,600 |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭